

施 工 年 度	令和 7 年度	業 種	建設コンサルタント
業 務 名	山陽終末処理場耐震診断委託業務（第 2 工区）		
実 施 場 所	下関市乃木浜二丁目		
入 札（見 積 合 せ） 執 行 場 所	下関市上下水道局下水道施設課 2 階会議室		
委 託 期 間	着手の時期： 年 月 日 完成の時期： 令和 8 年 1 月 3 0 日		
入札（見積）条件	別紙「入札条件（業務委託）」のとおり		
契 約 保 証 金	納付（契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上。ただし、契約保証金の納付に代えて業務完了保証人を立てることができる。）		
契 約 書 約 款	業務委託契約書のとおり		
指 示 事 項	別紙「指示事項（業務委託）」のとおり		
業 務 委 託 内 容	（委託概要） ・耐震診断調査業務 1 式 （業務委託説明時に掲示するその他の図書） ○特記仕様書 ○設計図 ○設計書 →設計計算書等←		
そ の 他	上記に記載のない事項については、下関市上下水道局会計規程（平成 2 6 年上下水道局規程第 3 号）、下関市上下水道局工事等一般競争入札実施要領（平成 1 7 年 2 月 1 3 日制定）及び下関市上下水道局工事等請負契約入札心得（平成 1 7 年 2 月 1 3 日制定）による。		

そ の 他

入札条件（業務委託）

1 入札に当たっての留意事項

入札参加者は、入札公告、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書（業務委託）及び現場説明に対する質問回答書（業務委託）をいう。）及び業務委託現場等を十分に理解し、信義誠実の原則を守るとともに、以下の事項に留意して入札しなければならない。

- （１）入札参加者は、刑法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等の関係法令の規定を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行ってはならない。
- （２）入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- （３）入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

2 入札に関する質問

入札参加者は、設計図書及び入札用業務委託費内訳書（以下「設計図書等」という。）に疑義がある場合には、以下のとおりとする。

（１）異議の申し立て

入札参加者は、設計図書等について疑義があるときは、発注者に説明を求めることができる。ただし、入札後（積算内容確認期間を設定した場合は、当該確認期間終了後）に設計図書等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（２）質問の方法及び受付期間

入札公告等に掲げる期間に、質問書を下水道施設課へ入札公告等で指定した方法により提出すること。

（３）回答の方法

後日速やかに、入札参加者全員に提示する。

3 入札の執行

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約保証金又は業務完了保証人

落札者は、現場説明書（業務委託）において契約保証金を「納付」とした場合は、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債（利付国債に限る。）の提供又は金融機関若しくは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証又は債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の納付に代えて、落札者は、自己に代わってみずから業務を完了することを保証する他の業者を保証人として立てることができる。

5 管理技術者及び照査技術者

(1) 管理技術者

- ア 受注者は管理技術者を定め、発注者に届け出るものとする。
- イ 管理技術者は、設計図書に基づき業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- ウ 管理技術者は、業務を行う上で必要な能力と経験、技術を有する技術者でなければならぬ。

(2) 照査技術者

- ア 受注者は照査技術者を定め、発注者に届け出るものとする。
- イ 照査技術者は、成果物の内容の技術上の照査を行うものとする。
- ウ 照査技術者は、照査を行う上で必要な能力と経験、技術を有する技術者でなければならぬ。

6 入札用業務委託費内訳書（金抜き設計書）

- 業務委託の実施に当たっては、業務委託契約書の規定による照査を行うこと。
- 入札用業務委託費内訳書の数量については、参考数量として取り扱うこととする。

指示事項（業務委託）

1 業務委託管理基準等

受注者は、当該業務委託の実施に当たっては、以下に示す最新の仕様書等を適用する。

- ・ 山口県業務委託共通仕様書
- ・
- ・

2 業務の仕様

当該業務委託の条件並びに仕様及び特記事項は、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書（業務委託）及び現場説明に対する質問回答書（業務委託）をいう。）及び入札用業務委託費内訳書のとおりとする。

3 法令の順守

- （１）受注者は、業務委託の実施に当たって関係法令を順守し、常に適切な管理を行うものとする。
- （２）受注者は、業務委託の実施に当たって、土砂等を運搬するときは、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）（過積載の防止等）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）（委託運送時の許可業者の使用等）等の関係法令を遵守すること。また、車両制限令（昭和３６年政令第２６５号）第３条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、事前に道路法（昭和２７年法律第１８０号）第４７条の２に基づく通行許可証の写しを監督職員に提出すること。
- （３）受注者は、業務委託に使用する車両について、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第４８条の規定による定期点検整備を確実に実施すること。

4 産業廃棄物

設計図書等で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は、産業廃棄物税として処分量１トンあたり１，０００円を見込むこと。また、処分方法の変更等により、課税対象とならなくなった場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。

この業務委託から発生する建設廃棄物の処理施設は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）により許可を受けた施設とする。

5 市内資材又は市内代理店又は市内企業等の活用

受注者は、本市が展開する「やっぱり地元・大好き！下関運動」ｉｎ市役所の趣旨を踏まえ、実施する業務委託に要する資材の調達及び業務委託の一部が下請負人を必要とする業務委託に当たっては、市内資材又は市内代理店又は市内業者等の活用に出来る限り協力すること。

6 テクリスの登録

受注者は、業務委託料１００万円以上の調査設計業務、地質調査業務、測量業務及び補償コンサルタント業務について、テクリス（測量調査設計業務実績情報システム）（（一財）日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。））に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、JACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出すること。

なお、提出の期限は、以下のとおりとする。

- （１）受注時登録データの提出期限は、契約締結後１５日以内（土日・祝日を除く。）とする。

- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後15日以内（土日・祝日を除く。）とする。
- (3) 業務履行中に、受注時登録データのうち、委託期間、契約金額、管理技術者のいずれかに変更があった場合は、変更があった日から15日以内（土日・祝日を除く。）に変更データを提出すること。

7 PUBDISの登録

建築設計に係る業務については、業務委託料100万円以上の場合、業務完了後15日（ただし、土、日曜及び祝日等は除く）以内に公共建築設計者情報システム（PUBDIS）（（一社）公共建築協会（以下、「PBA」という。））に基づき、「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、PBAへ登録するとともに、PBA発行の業務カルテ受領書の写しを監督職員に提出すること。

8 暴力団等の排除

- (1) 受注者は、暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行うすべての者をいう。）から不当介入（不当要求及び業務委託妨害をいう。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。
なお、報告を怠り、後に判明した場合は、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱別表1工事等措置要件「不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、発注者は受注者に対し、指名停止措置を行うことができる。
- (2) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
- (3) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。
- (4) 受注者は、不当介入により委託期間の延長が生じると認められる場合は、業務委託契約書の規定に基づき、発注者に委託期間延長等の請求を行うこと。

9 下関市環境方針

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実施することとしている。この取り組みには受注者の協力が不可欠であり、当該業務関係者の業務管理や業務実施などにあたり、受注者は、本制度の趣旨を理解し、下記項目について努めること。

- (1) 環境法令について
受注者は、業務の実施に当たっては、環境関連法令を尊重し、常に適切な管理を行うものとする。
- (2) 事故発生時の対応
受注者は、業務中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずると同時に監督職員へ報告し、その後事故内容（原因、経過、被害等）を速やかに報告書として提出すること。
- (3) 苦情発生時の対応
受注者は、業務に関する苦情を受け付けた場合は、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずると同時に監督職員へ報告し、その後苦情内容（苦情者、原因、経過等）を速やかに報告書として提出すること。
- (4) 業務に関する配慮事項
ア 生活環境対策
低騒音・振動型の建設機械の利用や業務時間帯の制限により、防音・防振対策に努めること。

排出ガス対策型の建設機械の使用により大気汚染防止に努めること。

濁水が直接河川や海域に流出しないよう努めること。

イ 自然環境対策

土壌、土砂が河川や海域に流出しないよう努めること。

土砂の崩壊、流出防備に努めること。

周辺の自然性の高い植生に影響を及ぼさないよう配慮すること。

周辺の動物に影響を及ぼさないよう配慮すること。

ウ 都市・歴史環境対策

美しい街の緑や、巨木、古木に影響を及ぼさないよう配慮すること。

埋蔵文化財包蔵地における業務に当たっては事前に発掘調査による記録 保存を行い、貴重なものは保存活用を図ること。

周辺の歴史的建造物に影響を及ぼさないよう配慮すること。

エ 上記以外においても、著しい環境側面に関する事項があれば、監督職員と協議のうえ、環境に影響を及ぼさないよう配慮すること。

(5) その他

受注者は、上記項目を踏まえた環境対策について業務計画書内に記載すること。

10 個人情報取扱特記事項

(1) 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(2) 秘密の保持

受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(3) 収集の制限

受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(4) 目的外利用及び提供の禁止

受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(5) 適正管理

受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(6) 複写又は複製の禁止

受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(7) 再委託の禁止

受注者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(8) 資料等の返還等

受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(9) 事故発生時における報告

受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

11 ウィークリースタンスの推進

業務の実施にあたっては、「下関市上下水道局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むこと。

一般仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象施設について、現状を把握した上で、構造物の耐震性能を評価し、耐震化の必要性について調査診断を行うことを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施工しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施工しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1.5 公益確保の義務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全及びその他の公益を害することのないように努めなければならない。

1.6 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、発注者の契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 職務分担表
- (3) 納品書

なお、承諾された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

1.7 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の知識経験を有する技術者を配置しなければならない。

- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。
- (3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.8 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.9 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を延滞なく議事録等で報告しなければならない。

1.10 証明書の交付

業務の実施に当たって必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.11 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議により、疑義の解消を図るものとする。

第2章 耐震診断一般

2.1 一般事項

- (1) 業務の実施に当たって、受注者は発注者と密接な連絡を取り、連絡事項はそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、発注者と受注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

2.2 耐震診断基準等

耐震診断に当たっては、発注者の指定する図書及び本仕様書第6章参考図書に基づき、耐震診断を行う上でその基準となる事項について発注者との協議の

上、定めるものとする。

2.3 耐震診断上の疑義

耐震診断上の疑義が生じた場合は、発注者との協議の上、これらの解決にあたなければならない。

2.4 耐震診断の資料

耐震診断における評価及び計算の根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

2.5 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な防災計画図書、下水道事業計画図書、設計図書、完成図書、下水道施設維持管理記録、測量、土質調査及び劣化調査資料等を所定の手続きによって貸与する。

2.6 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献及び資料名を明記しなければならない。

第3章 耐震診断（詳細診断）

耐震診断（詳細診断）業務は、次の事項の作業を行い、報告書としてまとめなければならない。

3.1 着手時の確認

- (1) 受注者は業務の着手に当たり、耐震診断に必要とする資料のリストを作成し、発注者の承諾を得た後、資料の収集・整理を行い、対象とする資料の有無及び保存状態等について、資料リストに記録する。
- (2) 対象施設について耐震診断及び追加調査が実施されている場合、その内容を確認する。
- (3) 資料等に不足がある場合は、発注者と受注者は協議により、速やかに対応を図るものとする。

3.2 収集する既存資料、図書

下水道事業計画図書、防災計画図書、下水道施設維持管理記録、設計図書（設計図、構造計算書、基礎計算書、仕様書）、完成図書（竣工図、コンクリ

ート強度試験表等の施工記録)、土質調査報告書

3.3 既存資料、図書より確認、整理する事項

(1) 下水道計画の概要

当該処理区及び排水区の概要(計画及び現況の面積、人口、汚水量、雨量)、幹線系統、下水道排除方式

(2) 調査対象ポンプ場、処理場の概要

名称、位置、計画能力(全体及び事業計画)、現況能力、水処理及び汚泥処理方式、維持管理体制

(3) 場内主要施設の概要

施設の名称及び個数・形状、設計年度、建設年度、供用開始年度、用途変更履歴、被災履歴、維持管理状況(流入水量変動、負荷量変動、停電、故障及び事故履歴)

(4) 周辺環境の概要

用途地域、現況地域、用地造成等の履歴、地盤状況(土質資料の整理)、排水先及び放流先公共水域の概要(名称、管理者、利水状況、水質に関する基準及び規制)

(5) 発注者及び関連公共団体等の防災計画の概要

ポンプ場、処理場の防災計画上の位置付け及び重要度

(6) その他診断に必要な事項

3.4 原設計条件の整理に係る作業

収集した資料等に基づき次の事項を確認し、整理する。

(1) 経歴及び概要(設計年度、建設年度、被災履歴、構造物概要)

(2) 設計基準又は適用構造規定(建築基準法施行令)

(3) 地盤土質条件(支持地盤の状況、液状化への考慮、耐震上の地盤面の設定等)

(4) 耐震計算条件(材料の許容応力度、設計震度又はせん断力係数、荷重、構造体のモデル化等)

(5) 基礎計算条件(杭材の許容応力度、設計震度又はせん断力係数、荷重、杭頭接合条件等)

3.5 現地調査に係る作業

現地調査の実施に当たっては、施設の維持管理に支障が生じないように考慮した調査計画書を作成し、発注者の承諾を得る。

現地調査では、以下の事項を目視確認し、記録（写真、概況図、簡易計測値）する。

- (1) 原設計と現況（使用状況、载荷状況、改築補修状況、被災跡）
- (2) 躯体劣化状況（変形、亀裂、変質、剥落、錆）
- (3) 伸縮継手状況（位置、仕様、劣化状況）
- (4) 建築非構造部材状況（外観の異常、取付け状況、劣化状況）
- (5) 地盤沈下および構造物沈下状況
- (6) 周辺環境（周辺土地利用状況、現況地形）

3.6 耐震計算入力条件の整理に係る作業

(1) 土木構造物

構造物について次の事項を確認し、整理する。

- ア 地盤の土質特性
- イ 現況に整合した荷重条件
- ウ レベル1 及びレベル2 地震動における入力条件
- エ 構造体のモデル化
- オ 材料強度及び許容応力度

(2) 建築構造物

構造物について次の事項を確認し、整理する。

- ア 地盤の土質特性
- イ 現況に整合した荷重条件
- ウ 中地震動及び大地震動における入力条件
- エ 構造体のモデル化
- オ 材料強度及び許容応力度

3.7 診断に係る作業

(1) 土木構造物

診断は、レベル1 及びレベル2 地震動に対して行う。

ア 地盤、基礎、躯体の耐震性の定量的評価

現況に則した計算条件を設定のうえ、計算等により耐震強度の確認を行い、耐震性を評価する。

イ 評価結果の取りまとめ

(2) 建築構造物

診断は、大地震動に対して行う。

ア 基礎、躯体の耐震性の定量的評価

現況に則した計算条件を設定のうえ、計算等により耐震強度の確認を行い、耐震性を評価する。

イ 非構造部材の耐震安全性の評価

外壁仕上げ材、天井材、建具等の地震時における落下の危険性を確認し、安全性を評価する。

ウ 評価結果の取りまとめ

3.8 現地確認に係る作業

耐震補強計画の立案にあたり、設計図書、完成図書との整合性、構造物の実態および機器、配線、配管等の支障物を現地にて確認し整理する。

3.9 耐震補強計画の策定に係る作業

対象構造物の診断結果に基づき、以下の作業を行う。

- (1) 対象構造物の耐震補強の方法について比較検討し、適切な補強策を選定する。
- (2) 選定した補強策の施工手順及び仮設方法を検討し、施工計画案を策定する。
- (3) 選定した補強策の計画図を作成し、概算工事費及び工期を算定する。

3.10 総合評価に係る作業

対象構造物の補強策に対し、経済性、施工難易度、耐震化優先度（処理機能の維持及び人命の安全確保）等の面から、実現可能性を総合的に評価する。

また、土木構造物に対する耐震性能2に対する実現可能性の検討や耐震対策実施にあたっての課題・問題点等の所見を整理し、段階的な事業計画（年度別事業計画）を立案する。

3.1.1 耐震診断（詳細診断）図書の作成に係る作業

前3.2項から3.9項の作業で収集した資料・図書、確認・整理した事項及び作成した図書を次の内容により取りまとめ、報告書を作成する。

- (1) 資料収集リスト
- (2) 施設概要
- (3) 詳細診断表
- (4) 耐震計算書
- (5) 耐震補強計画図
- (6) 概算工事費、工期計算書
- (7) その他資料（耐震補強方法比較検討書他）

第4章 照査

4.1 照査の目的

受注者は業務を施工するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、成果品に誤りがないよう努めなければならない。

4.2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

4.3 照査事項

受注者は、下水道施設の耐震性向上の重要性を十分に認識し、業務全般にわたり、次に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 診断計画の妥当性
- (2) 収集資料、整理事項及び確認事項の妥当性
- (3) 整理した原設計条件と収集情報との整合性
- (4) 現地確認、耐震計算入力条件の適切性及び実態との整合性
- (5) 詳細診断の適切性
- (6) 耐震補強策と計算結果の整合性
- (7) 施工計画（施工手順、仮設方法）、概算費用及び工期の適切性

第5章 提出図書

5.1 提出図書

(1) 提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。なお、製本はすべて白焼きとする。

ア 報告書（A4版黒表紙金文字製本）	3部
イ 議事録（A4判）	3部
ウ 電子成果品	一式

(2) 成果品の作成に当たっては、その編集方法についてあらかじめ発注者と協議する。

(3) 製本はすべて表紙、背表紙ともタイトルをつけ、直接印刷したものとする。

第6章 参考図書

6.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

これ以外の図書を使用する場合は、発注者の承諾を得るものとする。

- (1) 土木工事一般仕様書
- (2) 建築工事一般仕様書
- (3) 日本産業規格（JIS）
- (4) 日本下水道協会規格（JSWAS）
- (5) 日本農林規格（JAS）
- (6) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (7) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (8) 小規模下水道施設マネジメント指針と解説（日本下水道協会）
- (9) 下水道の地震対策マニュアル（日本下水道協会）
- (10) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (11) 下水道施設耐震計算例－処理場・ポンプ場編－（日本下水道協会）
- (12) 下水道施設改築・修繕マニュアル（案）（日本下水道協会）

- (13) 水理公式集（土木学会）
- (14) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (15) 土木工学ハンドブック（土木学会）
- (16) 土木製図基準（土木学会）
- (17) 地盤工学ハンドブック（地盤工学会）
- (18) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
- (19) 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説－許容応力度設計と保有水平耐力－（日本建築学会）
- (20) 鋼構造許容応力度設計規準（日本建築学会）
- (21) 建築基礎構造設計指針（日本建築学会）
- (22) 壁式鉄筋コンクリート造設計・計算規準・同解説（日本建築学会）
- (23) 建築耐震設計における保有耐力と変形性能（日本建築学会）
- (24) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備・環境課監修 建築工事設計図書作成基準及び参考資料（公共建築協会）
- (25) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築工事標準詳細図（公共建築協会）
- (26) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（公共建築協会）
- (27) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築構造設計基準及び参考資料（公共建築協会）
- (28) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（公共建築協会）
- (29) 建設大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説（建築保全センター）
- (30) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（公共建築協会）
- (31) 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説（日本建築防災協会）
- (32) 国土交通省住宅局建築指導課監修 既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物

の耐震診断基準・改修設計指針・同解説（日本建築防災協会）

(33) 耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説（日本建築防災協会）

(34) 国土交通大臣官房技術調査課国土技術政策総合研究所監修 土木構造物設計ガイドライン（全日本建設技術協会）

(35) 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）

(36) 改定 解説・河川管理施設等構造令（日本河川協会）

(37) 港湾の施設の技術上の基準・同解説（日本港湾協会）

(38) 揚排水ポンプ設備技術基準・同解説（河川ポンプ施設技術協会）

特記仕様書

1 業務名

山陽終末処理場耐震診断委託業務（第2工区）

2 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「一般仕様書第1章1.1、及び1.2に定める特記仕様書」とし、この仕様書に記載されていない事項は一般仕様書による。

3 業務委託の対象

(1) 名 称 山陽終末処理場

(2) 位 置 下関市乃木浜二丁目

(3) 下水排除方式 分流式

(4) 処 理 方 式

ア 汚水処理 循環式硝化脱窒法、ステップ流入式多段硝化脱窒法

イ 汚泥処理 濃縮、消化、脱水

(5) 能 力

ア 計画1日最大処理水量 30.2 千 m^3 /日

イ 既設水処理能力 18.0 千 m^3 /日相当

ウ 既設汚泥処理能力 18.0 千 m^3 /日相当

(6) 供用開始年月 平成7年4月1日

4 設計対象施設

(1) 設計対象施設と設計範囲

対象施設名	対象水量 (千 m^3 /日)	工 種		備考
		土木	建築	
最初沈殿池	10.8	○		
反応タンク	10.1	○		
最終沈殿池	10.1	○		

汚泥濃縮 (重力濃縮タンク)	13.9	○	○	
汚泥処理棟	25.3	○	○	
処理水再利用施設	14.4	○	○	
送風機室	25.3		○	
独立管廊	10.7	○		

(注記)

a 「工種」欄の○は、対象工種を示す。

(2) 作業項目

診断計画		○
基礎調査	資料収集・整理	○
	原設計条件の整理	○
	現地調査	○
診断	耐震計算入力条件の整理及び診断	○
	現地確認	—※1
耐震対策の検討		—※1
報告書作成		○
照査		○

(注記)

a ○は対象作業項目を示す。

※1 「現地確認」及び「耐震対策の検討」は、各施設における診断結果を踏まえ、協議により実施の有無を決定する。

(3) 作業における留意事項（施設の特性、その他）

対象施設名	施設の特性、その他				
	杭 基礎	複合 構造物	合棟	分棟	構造 ブロック の数

最初沈殿池	○				
反応タンク	○				
最終沈殿池	○				
汚泥濃縮 (重力濃縮タンク)	○	○			
汚泥処理棟	○	○			
処理水再利用施設	○	○			
送風機室	○				
独立管廊	○				4

(注記)

- a 「施設の特性欄」の○は、該当項目を示す。
- b 「複合構造物」は、二重覆蓋のある水槽構造物や、地上部や地下室の一部に下水に係る水槽構造物を有する建築構造物を対象とする。二重覆蓋のある水処理施設、上屋のある汚泥濃縮タンク、上屋のあるポンプ場、地上あるいは地下に水槽のある汚泥棟など。
- c 「構造ブロックの数」は、同一施設が Exp. j (エキスパンションジョイント) により構造形式・荷重条件等が異なる構造的に独立した複数のブロックより構成されている場合で、診断の対象となるブロックの数を示す。

(4) 補正

対象施設名	補正項目	有・無
最初沈殿池	設計対象数量に係る補正	有
	排除方式に係る補正	有・ <u>無</u>
	杭基礎及び地盤に係る補正	<u>有</u> ・無
	構造分類に係る補正	有・ <u>無</u>
	増築に係る補正	有・ <u>無</u>
	合棟及び分棟に係る補正	有・ <u>無</u>

	覆蓋及び覆蓋以外の建屋に係る補正	有・ ☒ 無
	脱臭に係る補正	有・ ☒ 無
	消化タンク・円形水槽に係る補正	有・ ☒ 無
	2階層沈殿池に係る補正	有・ ☒ 無
	雨水貯留沈殿池に係る補正	有・ ☒ 無
	放流きょ及び吐口に係る補正	有・ ☒ 無
	簡易な処理場に係る補正	有・ ☒ 無
反応タンク	設計対象数量に係る補正	有
	排除方式に係る補正	有・ ☒ 無
	杭基礎及び地盤に係る補正	☒ 有・無
	構造分類に係る補正	有・ ☒ 無
	増築に係る補正	有・ ☒ 無
	合棟及び分棟に係る補正	有・ ☒ 無
	覆蓋及び覆蓋以外の建屋に係る補正	有・ ☒ 無
	脱臭に係る補正	有・ ☒ 無
	消化タンク・円形水槽に係る補正	有・ ☒ 無
	2階層沈殿池に係る補正	有・ ☒ 無
	雨水貯留沈殿池に係る補正	有・ ☒ 無
	放流きょ及び吐口に係る補正	有・ ☒ 無
	簡易な処理場に係る補正	有・ ☒ 無
	設計対象数量に係る補正	有
	排除方式に係る補正	有・ ☒ 無
最終沈殿池	杭基礎及び地盤に係る補正	☒ 有・無
	構造分類に係る補正	有・ ☒ 無
	増築に係る補正	有・ ☒ 無
	合棟及び分棟に係る補正	有・ ☒ 無
	覆蓋及び覆蓋以外の建屋に係る補正	有・ ☒ 無
	脱臭に係る補正	有・ ☒ 無
	消化タンク・円形水槽に係る補正	有・ ☒ 無
	設計対象数量に係る補正	有
	排除方式に係る補正	有・ ☒ 無
	杭基礎及び地盤に係る補正	☒ 有・無

	2 階層沈殿池に係る補正	有・ ☒ 無
	雨水貯留沈殿池に係る補正	有・ ☒ 無
	放流きょ及び吐口に係る補正	有・ ☒ 無
	簡易な処理場に係る補正	有・ ☒ 無
汚泥濃縮 (重力濃縮タンク)	設計対象数量に係る補正	有
	排除方式に係る補正	有・ ☒ 無
	杭基礎及び地盤に係る補正	☒ 有・無
	構造分類に係る補正	有・ ☒ 無
	増築に係る補正	有・ ☒ 無
	合棟及び分棟に係る補正	有・ ☒ 無
	覆蓋及び覆蓋以外の建屋に係る補正	☒ 有・無
	脱臭に係る補正	有・ ☒ 無
	消化タンク・円形水槽に係る補正	有・ ☒ 無
	2 階層沈殿池に係る補正	有・ ☒ 無
	雨水貯留沈殿池に係る補正	有・ ☒ 無
	放流きょ及び吐口に係る補正	有・ ☒ 無
	簡易な処理場に係る補正	有・ ☒ 無
汚泥処理棟	設計対象数量に係る補正	有
	排除方式に係る補正	有・ ☒ 無
	杭基礎及び地盤に係る補正	☒ 有・無
	構造分類に係る補正	☒ 有・無
	増築に係る補正	☒ 有・無
	合棟及び分棟に係る補正	有・ ☒ 無
	覆蓋及び覆蓋以外の建屋に係る補正	有・ ☒ 無
	脱臭に係る補正	有・ ☒ 無
	消化タンク・円形水槽に係る補正	有・ ☒ 無
	2 階層沈殿池に係る補正	有・ ☒ 無
	雨水貯留沈殿池に係る補正	有・ ☒ 無
	放流きょ及び吐口に係る補正	有・ ☒ 無

	簡易な処理場に係る補正	有・ ☒ 無
処理水再利用施設	設計対象数量に係る補正	有
	排除方式に係る補正	有・ ☒ 無
	杭基礎及び地盤に係る補正	☒ 有・無
	構造分類に係る補正	有・ ☒ 無
	増築に係る補正	有・ ☒ 無
	合棟及び分棟に係る補正	有・ ☒ 無
	覆蓋及び覆蓋以外の建屋に係る補正	有・ ☒ 無
	脱臭に係る補正	有・ ☒ 無
	消化タンク・円形水槽に係る補正	有・ ☒ 無
	2階層沈殿池に係る補正	有・ ☒ 無
	雨水貯留沈殿池に係る補正	有・ ☒ 無
	放流きょ及び吐口に係る補正	有・ ☒ 無
	簡易な処理場に係る補正	有・ ☒ 無
送風機室	設計対象数量に係る補正	有
	排除方式に係る補正	有・ ☒ 無
	杭基礎及び地盤に係る補正	☒ 有・無
	構造分類に係る補正	有・ ☒ 無
	増築に係る補正	有・ ☒ 無
	合棟及び分棟に係る補正	有・ ☒ 無
	覆蓋及び覆蓋以外の建屋に係る補正	有・ ☒ 無
	脱臭に係る補正	有・ ☒ 無
	消化タンク・円形水槽に係る補正	有・ ☒ 無
	2階層沈殿池に係る補正	有・ ☒ 無
	雨水貯留沈殿池に係る補正	有・ ☒ 無
	放流きょ及び吐口に係る補正	有・ ☒ 無
	簡易な処理場に係る補正	有・ ☒ 無
独立管廊	設計対象数量に係る補正	有
	排除方式に係る補正	有・ ☒ 無

杭基礎及び地盤に係る補正	有・無
構造分類に係る補正	有・無
増築に係る補正	有・無
合棟及び分棟に係る補正	有・無
覆蓋及び覆蓋以外の建屋に係る補正	有・無
脱臭に係る補正	有・無
消化タンク・円形水槽に係る補正	有・無
2階層沈殿池に係る補正	有・無
雨水貯留沈殿池に係る補正	有・無
放流きょ及び吐口に係る補正	有・無
簡易な処理場に係る補正	有・無

(5) 既往資料

対象施設名	設計図	構造 計算書	土質調査 報告書	備考
最初沈殿池	○	○	○	
反応タンク	○	○	○	
最終沈殿池	○	○	○	
汚泥濃縮 (重力濃縮タンク)	○	○	○	
汚泥処理棟	○	○	○	
処理水再利用施設	○	○	○	
送風機室	○	○	○	
独立管廊	○	○	○	

(注記)

- a ○は貸与可能資料を示す。

(6) コンクリート診断調査

耐震診断の資料として表の項目について、コンクリート診断調査を実施

する。なお、各種試験（コンクリート圧縮強度試験やコンクリートコアを用いた中性化深さ試験等）は、発注者の認めた一般財団法人を含む公的試験機関や ISO/IEC17025 認定試験所で行うこと。これによりがたい場合は、試験前に別途協議し、定めることとする。

項目	対象	備考
コンクリートコア採取・復旧	○	
コンクリート圧縮強度試験	○	コアによる
中性化深さ調査	○	コア・研り部
鉄筋腐食度調査	○	

コンクリートコア採取は、構造物の強度に影響のない箇所を選定し、鉄筋探査等により事前に躯体鉄筋の位置確認を実施した後、躯体鉄筋を破損しないようにすること。また、コア採取跡は孔埋め、仕上げ補修を適切に行うこと。

5 その他

本対象施設は供用中施設であるため、現地調査は十分配慮し行うこと。

位置図

